

都留市病後児保育事業

（乳幼児健康支援一時預かり事業）



病後児保育とは？

保育所（園）・幼稚園などに通所（園）中の児童が病後回復期にあり、集団保育の困難な時期で、安静を必要とするために通所（園）できない状況において、保護者が仕事、傷病、事故、冠婚葬祭などの理由で、家庭での保育ができない場合の、子育てを支援する制度です。

市内に住所を有する生後4カ月から小学校3年生までのお子さんを、市が委託する医療機関で預かりいたします。

委託医療機関

武井クリニック

『病児保育室なかよし』

所在地 都留市法能670

☎・FAX(45)6847

保育時間

月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時30分

（ただし、土・日曜日、祝日

及び12月29日から1月3日まで

では除く。）

登録料 5000円

利用料

午前8時30分～正午

1、000円

正午～午後5時30分

1、000円

午前8時30分～午後5時30分

2、000円

※1回の利用につき、原則7日を限度とします。

利用方法

【登録手続き】

事前に登録手続きが必要です。登録申込書を提出し、面談を受け登録手続きを行います。

登録期間は初めて利用した日から1年間有効です。

【利用するとき】

事前に利用申込書を提出してください。

利用希望日の前日午後6時までに『病児保育室なかよし』に直接予約してください。ただし、緊急の場合は当日でも受け付けます。

（土・日曜日、祝日は予約できません。）

登録申込書・利用申込書は『病児保育室なかよし』に直接提出してください。

なお、登録申込書及び利用申込書は次の場所にあります。

対象となる病気・病後回復期とは？

日常かかる病気	かぜ、扁桃腺炎、嘔吐下痢症など	回復期：急性期を過ぎた状態
伝染病疾患	風疹、水痘、インフルエンザなど	回復期：うつる心配がないと医師が判断した以降
慢性疾患	気管支喘息など	回復期：発作がおさまった以降
外傷性疾患	熱傷、外傷など	回復期：症状が固定した以降

学校・地域からごみをなくそう

都留市小中学校からお願い

私たちは今、都留市内の地域や学校から、ごみをなくそうという運動を行っています。

しかし残念なことに、休日学校のグラウンドを利用して、その後、タバコや花火・ジュースの缶などのごみをそのまま捨てていってしまう人がいるようです。

小中学校では、児童・生徒が、校庭・地域の清掃活動、ごみ拾い運動などの美化運動を実施しています。これらの活動に併せて、児童生徒連絡協議会として、地域・学校のごみについて話し合いを行い、少しでもごみをなくしていこうという活動を始めています。

そこで、地域の方々にも協力していただき、生活しやすい環境づくりを行いたいと思います。

夏休み中、グラウンドなど公共の場を利用することが多くなるとは思いますが、使用した後は、しっかりごみの処理をしてから帰っていただけますようお願いいたします。

私たち児童・生徒も、地域や学校をきれいにしようと、様々な活動をしながら頑張っています。ぜひ、地域の皆さまもご協力お願いします。

都留市児童生徒連絡協議会 会長 山口 夏季（東桂中3年）
都留市教育協議会 会長 前田誠一郎（谷一小校長）